

武蔵野市公の施設のモニタリングの概要

1 モニタリングの目的

以下を目的に指定管理者制度導入施設におけるモニタリングを実施した。

- ① 法令、条例、協定、事業計画等に基づき、サービスが適正かつ確実に提供されていることの確認。
- ② 指定管理者制度導入の効果の測定（市民サービスの質向上と経費の節減に関する効果）。
- ③ 主管課と指定管理者とのコミュニケーションの活発化による改善活動の実施。
- ④ 「公の施設」の管理運営についての市民への説明。

2 モニタリング実施施設

指定管理者制度導入施設48施設のうち、27施設においてモニタリング調査を行った。

3 モニタリングの構成

モニタリングは、以下の2つの手法を用いて実施した。

- ① 主管課・指定管理者によるモニタリング
- ② 利用者モニタリング

4 モニタリングの実施主体

モニタリングは、指定管理者と主管課（施設主管課）が主体となって実施した。

指定管理者は自身の視点から評価を行い、主管課は指定管理者へのヒアリングや利用者アンケートなどの結果から総合的な評価を行った。

【総合評価の基準】

判断基準	評価
他自治体の同種の団体や民間企業等と比較して優れている。または、他にはない創意工夫や独自の取組みを行っている。	S
期待以上の成果をあげている。	A
期待どおりの適正な運営が行われている。	B
期待する水準に達していない。	C

5 モニタリングのスケジュール

平成24年2月～5月 各施設において利用者アンケート実施

5月～6月 平成23年度の管理・運営について、指定管理者が自身の視点から評価実施

指定管理者が作成した評価シートに基づき、主管課が指定管理者へのヒアリングを実施

6月 ヒアリングに基づき、主管課が評価実施